



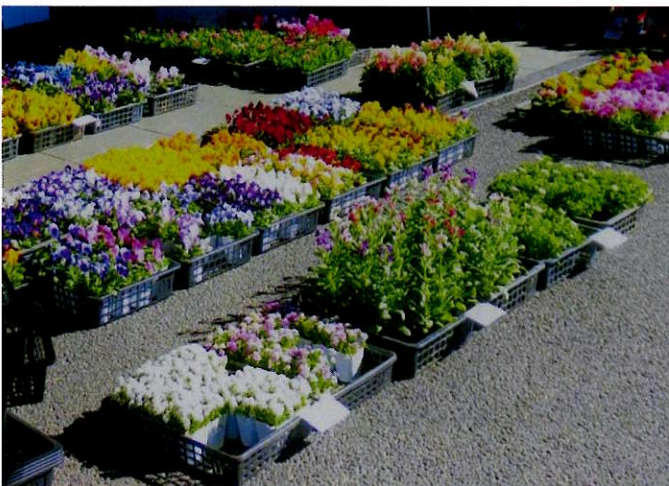
ひだか

第67号

農業委員会だより

R4.3.31 発行

発行：日高市農業委員会 編集：農業委員会だより編集委員会 住所：日高市大字南平沢 1020 TEL：042-989-2111



目次 (ページ)

- 2 令和3年度の活動結果
- 3 明日の農家 (沼秀樹さん)
- 4 農業者年金について
農地の賃借料情報 ほか

市役所マルシェ

若手農業者の応援と特産品の宣伝のため、2021年6月から12月まで、野菜や花きの販売を市役所玄関で行いました。

令和3年度の活動結果

I 農地法に関する事務の点検（R4年1月1日現在）

1. 総会等の開催及び議事録の作成

開催日の周知及び議事録の作成等を実施している。

2. 事務に関する点検

点検項目	件数	実施状況	標準処理期間
農地法第3条に基づく許可事務（農地の売買等）	許可13件 不許可0件	<ul style="list-style-type: none"> 申請人に対し事実確認 農業委員等・事務局職員による現地調査を実施 総会にて審査基準を踏まえた審議 	30日
農地転用に関する事務	58件	<ul style="list-style-type: none"> 申請人に対し事実確認 農業委員等・事務局職員による現地調査を実施 総会にて許可基準を踏まえた審議を経て県知事へ送付 	30日
農地所有適格法人からの報告への対応	管内の農地所有適格法人数6法人 (うち報告書提出済みの農地所有適格法人数2法人)		
情報の提供等	《賃借料情報の調査・提供》…農業委員会だよりで周知 調査対象賃貸借件数17件 公表時期：令和4年3月		
	《農地の権利移動等の状況把握》…提供していない 調査対象権利移動等件数13件 取りまとめ時期：令和3年12月		
	《農地基本台帳の整備》 整備対象農地面積1,076ha 台帳更新：年1回の税情報により補正実施		

II 遊休農地解消に関する評価（R4年1月1日現在）

現状及び課題		目標	実績	活動実績
現状	管内の農地面積 1,076ha 遊休農地面積 81ha (7.52%)	3ha 解消	12ha 増加	《農地の利用状況調査》 調査実施時期 9月～10月 調査員数 23人 《調査方法》 ・農業委員等及び農業委員会事務局職員による現地調査を実施 ・農業委員等による担当地区住居者に対しての個別対応 ・農業経営状況調査を実施
課題	農業者の高齢化等による離農や相続による農地の分散化などにより、耕作放棄となりうる農地が増加傾向にある。個々の取り組みだけでは限界があり、市、農業委員会、JA等が連携し、農地利用に関連した取り組みが重要である。			

「明日の農家」では、日高市で明日を担うフレッシュな農家をご紹介します。今回は新堀地区で野菜を栽培している沼秀樹さんにお話を伺いました。

明日の農家



農業を始めたきっかけは何ですか？

私は、もともと大学で桃の香りに関する研究をしており、研究材料として、桃を使用していました。研究を進める中で、収穫後にデータを分析する作業よりも、桃を栽培する作業の方が楽しいことに気がつき、農業の道に進みました。

どんな野菜を栽培していますか？

現在は、ナス、ピーマン、ホウレンソウ、水菜などの露地野菜を栽培し、市内の直売所やスーパーに出荷しています。

農業を始めてから気づいたことは、美味しい野菜を作るには、野菜の特徴に合わせて栽培することが必要です。

野菜ごとに種付けから収穫までの期間や、手入れの頻度が違います。また、時間をかけた分、野菜が上手く美味しく育つとも限りません。

この野菜にはどんな栽培方法が適しているのか、日々試行錯誤しながら、農作業しています。



すくすく成長中のホウレンソウとブロッコリー苗



今後の抱負を お願いします

野菜の栽培技術はまだ未熟な部分もありますが、一年間の栽培サイクルを早く作って行きたいです。

多品目を生産しながらも、自分が得意な栽培品目を見つけ、一年を通して美味しい野菜を生産できるような農家を目指しています。

一年一年、様々なことを経験し、失敗と成功を繰り返しながら、成長していきたいです。



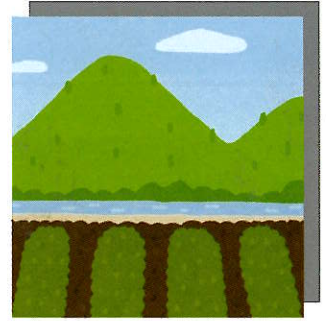
◆農地の相続について

農地法の許可を要せずに、以下の理由などで農地の権利を取得したときは、農地のある農業委員会への届出が必要です。

- ・遺産分割や包括遺贈を含む相続
- ・法人の合併・分割
- ・時効 など

★相続登記の申請は令和6年4月1日から義務化されます。

*お問い合わせ先 農地のある農業委員会へ



◆農業者年金について

「人生100年時代」と言われている中、安心して老後を迎えるために、早めにしつかりとした備えが必要です。農業者年金制度は、令和4年に各種制度の改正が行われ、さらに便利になります。この機会にぜひ農業者年金加入をご検討ください。

【改正ポイント】

◆ 保険料の引き下げ
65歳未満で一定の要件を満たす方は、月額1万円から加入可能に

◆ 受給開始時期の選択肢が広がる
年金の受給開始時期を、ご自身で選択可能に
*昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象

◆ 加入可能年齢の引き上げ
国民年金の任意加入者であり、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の人も加入可能に

*お問い合わせ先
農業者年金基金、
最寄りの農協、
農業委員会へ



◇農地の賃借料情報

令和3年中に貸借している農地の平均額は次の表のとおりです。

平均額は法的な効力、決定力を持つものではなく、あくまでも参考値となります。実際の賃借料は、農地の状況に合わせて貸し手と借り手の両者でよく話し合せて決めてください。

*田については令和3年中の賃借事例が無かったため、前年の平均値を据えおきました。

地目	田	畑
R3年度平均額	3,000円	6,110円
R3年度最高額	－円	10,000円
R3年度最低額	－円	0円

(*1,000㎡あたりの参考値)

編集委員 (順不同)

江連喜美、小岩井義則、道谷淳史、
森谷進、島村実、山口順、紫藤清司、